

令和8年度 多様な農業人材支援事業 に係る手引き（当初）

香川県では、農地、地域農業の維持・発展を図るため、多様な農業人材として認定された「認定農業人材」の規模拡大や新たな品目・新技術の導入などの経営計画の達成に必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

目次

I	事業の概要について	P 1
II	令和8年度の事業(当初)の手続きの流れ	P 4
III	書類の作成、証拠書類について	P 5
IV	その他の留意事項	P 7
V	参考資料	P 8
VI	記載例	P 9
VII	問合せ先一覧	P 19

事業計画書の提出期限の実施について

【申請方法】市町農業担当課へ4月30日(木)までに事業計画書をご提出ください。

なお、早期着手を希望される方は、4月10日(金)まで。

本手引きのほか、「香川県補助金等交付規則」（平成15年香川県規則第28号）、「多様な農業人材支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）及び多様な農業人材支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の内容をよくお読みいただき、ご確認の上で事業計画書の提出をお願いします。

要領一部改正前（令和8年3月31日時点）の内容であり、変更することがあります。

令和8年3月
香川県農業経営課

I 多様な農業人材支援事業の概要について

1 事業の目的

多様な農業人材として認定された「認定農業人材」の規模拡大や新たな品目・新技術の導入などの経営計画の達成に必要な営農用機械・施設の整備を支援し、地域農業の維持・発展を図ることを目的としています。

2 対象者（事業実施主体）

本事業の対象者（事業実施主体）は、認定農業人材（多様な農業人材経営計画の認定を受けている者※）で、下記の要件を全て満たす者となります。

- ① 事業実施年度内に市町が策定する地域計画に農業を担う者として位置づけられること（令和8年度に実施する場合は令和8年度末まで）
 - ② 事業実施年度の翌々年度までに事業実施主体が設定した事業計画の達成が確実と見込まれること（令和8年度に実施する場合は令和10年度）
 - ③ 農業改良普及センター等が開催する農業講座に積極的に参加すること
 - ④ 地域農業の維持・発展に貢献する強い意志を有していること
- なお、本事業の活用は1事業実施主体につき、1回限りとします。

なお、機械の共同購入・共同利用のために、認定農業人材が2名で支援事業に共同申請することができます（現在要領改訂中）。

<参考>多様な農業人材経営計画認定制度の概要

○認定制度の目的

本県の地域農業の維持・発展を図っていくため、多様な農業人材が自らの創意工夫に基づき、経営改善を進めようとする多様な農業人材経営計画を認定し、支援すべき多様な農業人材を明確にしようとするものです。

○対象者の要件

次のすべてに該当する者とするたすこと

- (1) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）に「農業を担う者」として位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること
- (2) 営農を5年以上継続する意欲があること
- (3) 農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- (4) 地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと
- (5) 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者でない者

○経営計画の認定申請、申請受付について

認定申請者は、多様な農業人材経営計画を作成し、農業改良普及センター所長に提出します。申請の受付は通年とし、月末までに受理した経営計画書を、原則、翌々月の1日に認定します。

○認定期間 5年間

※ 多様な農業人材経営計画の認定を受けていない方は、本事業の対象となりません。

3 補助率、補助上限等

事業内容	補助率 【補助上限】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模拡大や新たな品目・新技術の導入などの経営計画の達成に必要な機械・施設の整備に対する支援 ・ ビニール温室など遊休施設の解体、移設、補修に要する経費並びに附帯施設の整備に対する支援 	補助対象事業費の1/3以内 (県1/6、市町1/6) 【補助上限】 200万円 (県100万円、市町100万円)

4 補助事業となる事業内容等

(1) 補助対象となる経費は、下記の条件を全て満たすものとします。

- ① 単年度で事業が完了すること
- ② 補助対象事業費の下限は30万円とする。
- ③ 補助対象とする機械・施設の規模は、事業目的に合致し、作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となるような導入でないこと。

< 補助対象外となる事業内容 >

- ① 単なる機械の更新
- ② 軽トラック、普通トラックやバックホーなど汎用性の高い機械(目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの)
- ③ 農業用倉庫、作業場

(2) 補助対象となる機械・器具、施設

補助対象となる機械・器具、施設は下記のとおりとします。

事業の内容	工種又は施行区分
営農用機械・器具本体	乗用トラクター、自脱型コンバイン、田植機、定植機、防除機、畦立機など
アタッチメント	ロータリーハロー、ハンマーナイフモアなど
集出荷機械・器具	乾燥機、選別機、予冷库、洗浄機など
栽培管理用機械施設	栽培温室、暖房施設、換気施設、防鳥獣施設、防風ネット、雨よけ施設など

上記のほか、経営計画達成のため知事が必要と認めるもの

(3) 補助対象に関する留意事項

① 機械施設導入の場合

- ア 補助対象とする営農用機械・器具等は、原則として耐用年数が概ね7年以上のものとする。なお、中古機械については、中古資産耐用年数が2年以上のものとする。
- イ 事業実施年度の翌々年度における対象作物の作付品目の合計面積が原則、経営計画承認時の目標年度の80%以上とする計画であること。

② 遊休施設整備の場合

既存の施設及び資材の有効利用並びに初期投資の軽減を図る観点から、以下の条件を全て満たす場合に限り、直営施工費を除く遊休施設の解体、移設、補修（以下「補修等」という。）に要する経費並びに附帯施設整備を補助対象とする。

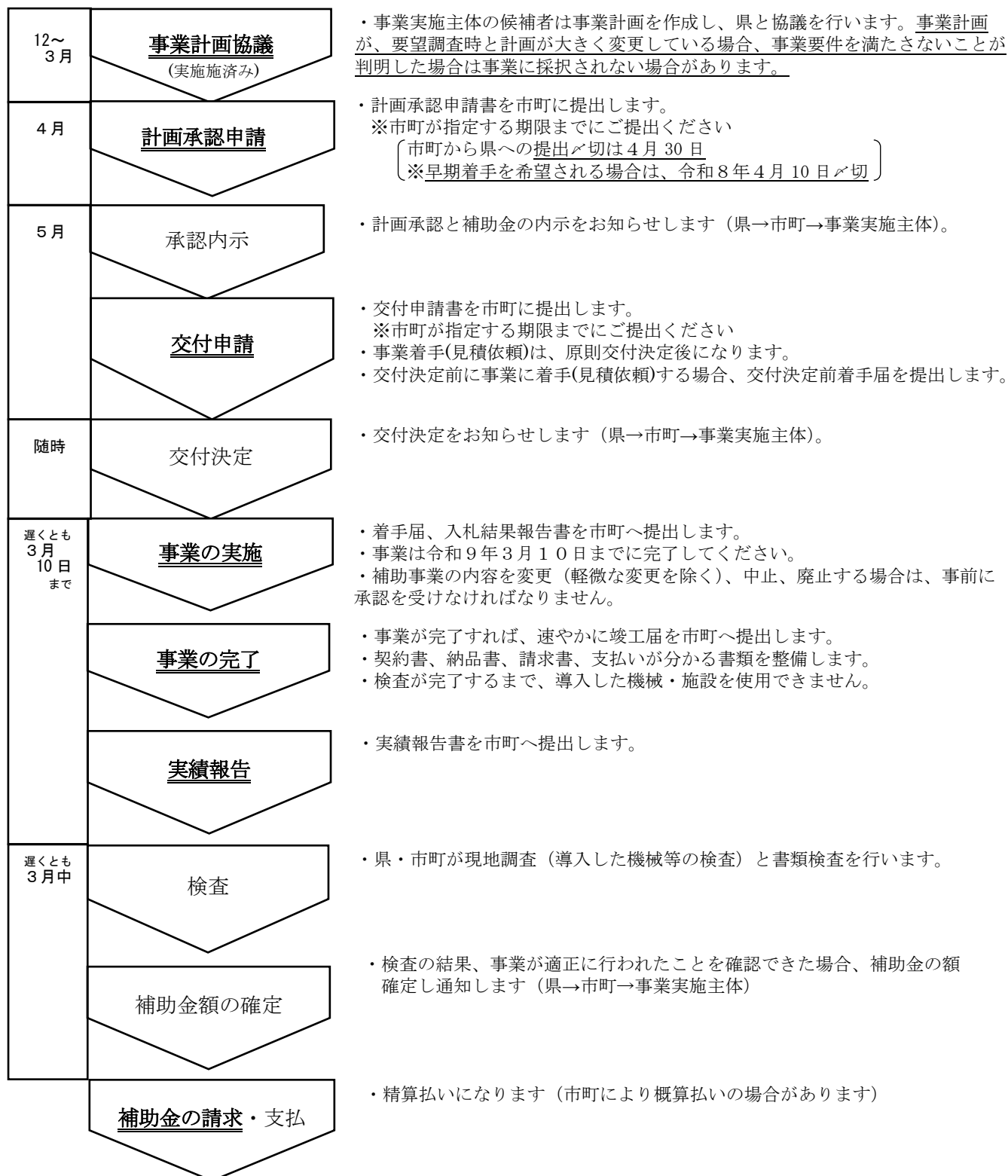
- ア 遊休施設の補修等及び附帯施設を整備する施設は、原則、4（2）に記載されている栽培管理用機械施設のとおりとする。
- イ 新設、新築と比較し、事業費が低減されるものであること。
- ウ 売買等契約により、施設の所有権移転等を事前に行うこと。
- エ 補助事業等により整備した施設を活用する場合、処分制限期間内の施設にあつては、財産処分の手続きを事前に行うこと。
- オ 補修等により適正な耐用年数を有すること。

6 令和8年度の事業スケジュール（当初要望）

日 程	内 容
令和8年4月1日～	計画承認申請書の提出（農業者→市町→県） 4月30日〆切 ※早期着手を希望される場合は、4月10日〆切
5月頃～ 〔早期着手（4月10日切）分は、 前倒し予定〕	交付申請書の提出（農業者→市町→県）
交付決定～ 事業の完了まで	事業の着手（交付決定後） 事業の完了（令和9年3月10日までに完了すること）

II 令和8年度の事業の手続きの流れ

2重下線のある項目は事業実施主体(農業者)が行う事務になります。 事業実施主体は必要な書類を作成し、市町へ提出します。



Ⅲ 書類の作成、証拠書類について

1 事業計画

事業実施候補者に選定された農業者は、事業計画を作成・提出し、その計画の妥当性について協議(ヒアリング等)します。

<提出書類>

- ・事業計画書(実施要領別記様式2) ㊟記載例(P11)
- ・農業経営の現状及び目標(実施要領別記様式3) ㊟記載例(P14)
- ・誓約書(実施要領別記様式7) ㊟記載例(P17)
- ・機械・施設の管理運営規定、利用簿
- ・導入する機械・器具等の保管場所及び施設等の位置図

(機械・器具の導入の場合)

- ・実施要領別記様式4(機械・器具の規模決定及び利用面積等算出調書) ㊟記載例(P15)
- ・導入する機械・器具等の見積書(写し)及びカタログ(型式、作業能率等が確認できるもの)

(施設の導入の場合)

- ・実施要領別記様式5(施設の規模決定及び利用面積等算出調書) ㊟記載例(P16)
- ・施設の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(写し)及びカタログ(型式、作業能率等が確認できるもの)

2 承認申請

1の事業計画書及び添付資料を提出します。事業計画協議時に修正の指示があれば、修正して市町に提出します。

3 交付申請

<提出書類>

- ・交付申請書(市町の様式)
- ・実施設計書(施設の場合)
- ・県税事務所が発行する完納証明書※
- ・市町で発行する個人住民税の滞納がないことの証明書※

※県税(個人県民税、延滞金及び加算金を含み地方消費税を除く)が無いことを証明するために添付します。

4 事業実施

<事業の着手：見積依頼>

- ・「着手届」を市町へ提出します(交付決定前着手届を提出している場合は不要)。

- ・原則として、3社以上から見積書を徴収し、最も低い事業者に決定します。
(事業費が50万円以下の場合は原則、2社以上から見積を徴収すること)
- ・「入札結果報告」を市町へ提出します(見積依頼書、見積書の写しを添付)。

<事業の着工：契約>

- ・契約書を交わします(実績報告時に写しを提出します)

<納品書・完了届>

- ・機械が納品されたことがわかる書類、事業が完了したことが分かる書類(実績報告時に写しを提出します)

<請求書>

- ・代金を請求されたことが分かる書類(実績報告時に写しを提出します)

<留意事項>

- ・補助の対象となる事業は、交付決定後から令和9年3月10日までに完了した事業です。
- ・当該事業により整備された機械・器具等には、事業実施年度、当該事業名、事業実施主体名を表示します。
- ・見積書、納品書、請求書等の書類は事業実施主体名で徴収します。
- ・事業者への支払後に支払確認が可能な資料(領収証、通帳の該当部分、振込書の控え等)の写しを提出します。
- ・振込手数料は自己負担してください(事業費に含めないでください)。

(例) 令和8年度多様な農業人材支援事業 事業実施主体 ○○○○
--

5 事業の完了・実績報告

- ・機械・器具の導入の場合は、機械・器具の納品、施設の導入事業が完了したときは、すみやかに「竣工届」と「実績報告書」を市町へ提出します。

<提出書類>

- ・実施報告書(実施要領別記様式2) ㊦記載例(P18)
- ・出来高設計書(施設の場合)

IV その他の留意事項

1 実施状況報告について

当事業を実施した場合、事業実施年翌年度から3年間毎年5月末までに市町に実施状況報告（実施要領別記様式6-1）を報告していただきます。目標年度に事業計画が達成されていない場合は、目標が達成されるまで、毎年、実施状況報告を提出していただきます。

2 財産処分の制限について

事業実施主体は補助事業により導入した機械等について、県の承認を受けないで処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用したり譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供したりすることはできません。

これに違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

3 交付決定の取消し及び返還について

補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合、補助金の返還が生じる可能性があります。

- (1) 補助事業者が補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他交付要綱やこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- (4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき。
- (5) 補助金を補助の目的外に使用したとき。

4 補助対象事関係書類の整備・保管

補助事業に関する書類（交付申請書等の県に提出した書類（写）、交付決定通知書等県から受け取った書類、発注書・請求書等の経費支出関係の書類等）は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

V 参考資料

○多様な農業人材支援事業の事業計画における農業機械の利用規模の下限面積の目安

- ・この目安は本事業における機械導入の目安です。
- ・機械を導入した場合と機械を導入せずに作業を委託した場合を比較し、機械を購入することが経済的に有利になる利用面積を設定したものです。
- ・導入する機械は、目標年度で概ね下限面積以上の面積で利用するものが導入できます。
- ・下記以外の農業機械については、カタログ値等から算出してください。
- ・地域や個々の実情により概ね下限面積以上の面積で利用が難しい場合は、ヒアリング時に協議します。

1 トラクター

機械の大きさ	下限面積 (ha)	備 考
10 馬力～	2.1	○複数品目に利用する場合は、各品目の作業面積の合計とする。 ○1 品目につき、作業面積のカウントは2回(作付面積×2)程度とし、実態に応じたものとする。 例：水稲 150a、ブロッコリー 30a 作付する場合(目標年度)→水稲 150a×2 回(整地・代かき)、ブロッコリー 30a×2 回(整地、畦立て) で利用面積は 360a
20 馬力～	4.7	
30 馬力～	8.5	
40 馬力～	11.2	
50 馬力～	13.2	

2 自脱型コンバイン

機械の大きさ	下限面積(ha)	備 考
2 条 (刈刃 0.8 未満)	1.4	○作業面積が概ね下限面積を確保すること。
3 条 (刈刃 0.8 以上 1.2 未満)	3.2	
4 条 (刈刃 1.2 以上 1.6 未満)	5.9	

3 乗用田植機

機械の大きさ	下限面積(ha)	備 考
4 条	3.8	○作業面積が概ね下限面積を確保すること。
5 条	5.7	

4 動力噴霧器

機械の大きさ	下限面積(ha)	備 考
300 以上 550 未満/分	5.1	○のべ面積(作付面積×使用回数)とする。 例：水稲 150a で除草剤 1 回・防除 2 回、ブロッコリー 30a で防除 8 回で使用する場合、使用面積は 690a)
550 以上 1000 未満/分	10.8	

VI 記載例

※共同申請のための記載例は省略

別記様式2 記載例（計画承認時）
（別記様式2）

事業実施年度を記載

令和8年度 多様な農業人材支援事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

市町名	〇〇市
氏名	香川太郎 (55歳)
住所及び連絡先	〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇市〇〇町△△ 電話番号 〇〇(〇〇)×××× e-mail ××××
多様な農業人材経営計画の認定	令和8年3月
地域計画名	〇〇
地域計画に位置づけられた年度	令和6年度

日中、連絡がとれる番号を記載。

注)※1 年齢は事業実施年度の4月1日の年齢を記載する。

注)※2 地域計画に位置づけられた（位置付けられていない場合は位置づけられる予定）地域計画名を記入する。

注)※3 位置付けられてない場合は、位置付けられた年度を位置けられる予定年度に書き換え、記載する。

計画作成時に位置付けられてない場合は、位置付けられた年度を位置けられる予定年度に書き換え記載する。

2 事業の目的

〇〇市〇〇地区において、地域の遊休農地や水稲栽培をやめる農家から農地を集積し、水稲の作付拡大により地域農業の維持に貢献するとともに、新規にニンニク栽培に取り組み、農業所得の向上を目指す。

機械・施設導入の目的と本事業が地域農業の維持発展に貢献することを記載する。

その他は補助金を除く金額を記載（自己負担、借入）

予定工期は契約から納品までの期間を記載

3 事業の内容及び事業費等

受益面積		事業の内容	構造規格能力等	事業費(円)	負担区分			備考
作物名	作付面積(a)				県補助金(円)	市町費(円)	その他(円)	
水稲 ニンニク	200 10	トラクター	22ps 1台	2,500,000	458,000	458,000	1,834,000	予定工期 令和8年6月～令和9年2月 設置場所 〇〇市〇〇町〇〇番地 借入予定 なし 仕入れに係る消費税相当額 該当なし
水稲 ニンニク	200 10		消費税	250,000				
合 計				2,750,000	458,000	458,000	458,000	

注) 略

上段に多様な農業人材経営計画の目標年度の状況を記載

事業実施年度の翌々年度(令和10年度)の状況を記載。なお、経営計画承認時の目標年度の原則80%以上とする計画であること

馬力(ps)、台数、作業幅などを記載
栽培温室の場合は㎡で記載

(参考) 消費税相当分の補助金の取扱いについて
 ●免税事業者、簡易課税事業者である事業実施主体は消費税仕入れ控除による減額の取り扱いはありませんので、「仕入れに係る消費税相当額 該当なし」と記載。
 ●課税事業者である事業実施主体は消費税の確定申告を行う際、補助事業で整備した機械等を課税仕入れに計上する場合は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県補助金〇〇〇円」と記載。

4 添付資料

(共通)・別記様式3 (農業経営の現状及び目標)

- ・多様な農業人材経営計画書(写し)
- ・機械・施設の管理運営規定
- ・導入する機械・器具等の保管場所及び施設等の位置図

(機械・器具の導入)・別記様式4 (機械・器具の規模決定及び利用面積等算出調書)

- ・導入する機械・器具等の見積書(写し)及びカタログ(型式、作業能率等が確認できるもの)

1 事業者の見積書を添付する(交付決定時まで見積の有効期間が継続されるもの)。

(施設の導入)・別記様式5 (施設の規模決定及び利用面積等算出調書)

- ・施設の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(写し)及びカタログ(型式、作業能率等が確認できるもの)

(中古機械・施設の導入場合の留意事項)

- ・新品と比較し事業費が軽減されるものであること
- ・補助事業等により整備した機械・施設を活用する場合、処分制限期間内の施設にあっては、財産処分の手続きを事前に行うこと。
- ・価格の適正性等が確認されたものであり、中古資産耐用年数が2年以上のものであること
- ・中古品販売事業者等から購入すること(個人からの購入やオークション(ネットオークションを含む)による購入は不可とする。
- ・導入した機械の耐用年数期間は、適正な管理、修繕等を行い使用すること。
- ・購入した中古機械の故障や不具合に係る修理費は補助対象経費としては認めない。

(遊休施設の移設・改修の場合の留意事項)

- ・新設、新築と比較し、事業費が低減されるものであること。
- ・売買等契約により、施設の所有権移転等を事前に行うこと。
- ・補助事業等により整備した施設を活用する場合、処分制限期間内の施設にあっては、財産処分の手続きを事前に行うこと。
- ・補修等により適正な耐用年数を有すること。

1 作付面積、貸借面積及び作業受託面積

(a)

項目	内容	事業実施前年度 (7年度)①	事業実施年度の翌々 年度(目標年度) (10年度)②	②-①
作付面積 (a)	水稲	30	200	170
	ニンニク	0	10	10
	合計	30	210	180
作業受託(a)	水稲の耕起作業	0	10	10

2 積極的な営農展開

作業受託の品目・作業名を記載

	項目	取組内容
<input checked="" type="checkbox"/>	①新たな品目の導入	ニンニクを令和7年度から栽培する。
<input type="checkbox"/>	②スマート農業機械の導入	
<input type="checkbox"/>	③環境に優しい農業	

※略

3 販売金額

(円)

品目	事業実施前年度 (7年度)①	事業実施年度の翌々 年度(目標年度) (10年度)②	②-①
水稲	180,000	1,710,000	1,530,000
ニンニク	0	500,000	500,000
計	180,000	2,210,000	2,030,000

「農業大学校や普及センター等が実施する研修・講座への参加」は採択の必須項目であり、必ず記載してください。

4 農業大学校や農業改良普及センター等が実施する研修(現状と計画)

農業大学校の農業基礎講座を受講する(令和8年度)。
農業改良普及センターの農作業安全研修、栽培基礎講座を受講する(令和8~10年度)。

「地域農業の維持・発展に貢献する意欲を強く有している。」ことは採択の必須項目であり、必ずご記載ください。

5 地域農業への貢献に関する取組み

〇〇地区の遊休農地や水稲作付をやめる農地を貸借により集積し、水稲の作付拡大により地域農業の維持に貢献する。

※ 本事業計画が地域農業の維持・発展に資する取組みであることを具体的に記載すること

(留意事項)

- ・ 要望調査時の計画と同じ計画を記載する(要望調査時と大きく変更している場合は事業に採択されない場合があります)
- ・ 実績については、事業実施後3年間、実施状況報告で報告していただきます。目標が達成されていない場合は目標が達成されるまで報告を継続していただきます。

別記様式4 記載例

(別記様式4) 施設の規模決定及び利用面積等算出調書(機械の導入)

例 200a × 2 (耕起・代かき) = 2400a
 10a × 22 (整地・畦立て) = 20a

1 今回導入分機械・器具の概要

機械・器具名	規格・能力	台数	対象作業名	受益面積(a)	受益延べ面積(a)	利用期間	利用日数
トラクター	28ps	1	水稻耕起・代かき	200	400	5月～6月	6日×2回
			ニンニク耕起	10	20	10月	1日×2回

2 既存機械・器具の概要

機械名・器具	規格・能力	台数	対象作業名	利用面積(a)	導入年	今後の扱い
トラクター	15ps	1	—	—	H5	廃棄する

注) 導入予定機械・器具と同種で現在所有している機械・器具について記入すること。既存機械は原則廃棄すること。

3 今回導入機械規模決定根拠

「多様な農業人材支援事業導入の農業機械の利用規模の下限面積の目安」によるトラクター20ps級の下限面積は4.7haであることから
 4.7 × 0.8 (概ね) = 3.76ha①
 今回のトラクターの受益のべ面積は4.2ha②
 ① < ② となるため適正な規模といえる。

4 本人に事故があった場合の機械・器具の利用体制

受入先氏名	本人との続柄
〇〇〇〇 (〇歳)	長男

「多様な農業人材支援事業の農業機械の利用規模の下限面積の目安 (p8)」を参照して記載

「本人に事故があった場合の機械・施設の利用体制が確保される。」ことは採択の必須項目であり、必ず記載してください。

別記様式5 記載例

(別記様式5) 施設の規模決定及び利用面積等算出調書(施設の導入)

1 施設設置場所(用地の取得状況)

施設等名	設置場所	面積 (㎡)	用地の取得時期 (年月)	備考 (取得方法等)
栽培温室 (アスパラガス)	〇〇市〇〇町××	600 ㎡	7年5月	長期貸借契約

注) 取得時期は、購入時期あるいは、耐用年数相当分の長期貸借契約を締結した時期、備考は取得完了日を記入すること。

2 施設の利用計画

栽培温室(パイプハウス) 500 ㎡において、アスパラガスを栽培する。

3 本人に事故があった場合の機械・器具の利用体制

受入先氏名	本人との続柄
〇〇〇〇(〇歳)	子

「本人に事故があった場合の機械・施設の利用体制が確保される。」
ことは採択の必須項目であり、必ず記載してください。

注) 事業実施主体が個人の場合に記入すること。受入先の年齢も記入すること。

4 施設の施工方法

施工方法	直営施行 請負施行 ・委託施行・代行施行 (いずれかに○をする)
------	--

※直営施行：事業実施主体が実施設計図書等に基づき直接に材料を購入、現場労働者の雇用、作業の指示を行い、事業を完成させる

※請負施行：事業実施主体が請負者を定め、実施設計図書に基づき、所定の請負金額をもって工事を完成させる。

※委託施行：事業実施主体に代わり業務を設計事務所等に委託し、所定の金額をもって実施設計図書の作成から工事の完成まで行う。

※代行施行：他者に事業の一切を委託し事業を実施すること

誓約書

香川県知事 殿

私は、下記の事項について誓約します。

- 1 実施計画書等提出書類について事実と異なる内容を記載する等、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合、補助金を返還すること又は交付されないことに依存ありません。
- 2 実施計画書等提出書類に記載された個人情報について、関係機関※がこの補助事業の事務に必要な範囲内で利用することに同意します。
※県、市町、農業委員会、香川県農業協同組合、農業共済組合等
- 3 (申請者が公務員・会社員の場合)
農業への従事に関して職場での必要な認可等を取得しています。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 5 申請日時点において、農業経営を開始・継続しており、今後も継続する意思を有しています。
- 6 整備した処分制限財産について、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保にしようとするときは、あらかじめ財産処分の申請を行います。
- 7 申請内容の証拠書類を保存するとともに、申請の内容について検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。

申請者名を自署した原本をご提出ください。

令和8年 月○日

氏名 ○○○○

押印は
不要です

別記様式2 記載例(実績報告時)

(別記様式2)

実績報告時は、多様な農業人材支援事業
実施報告書と記載する。

令和8年度
多様な農業人材支援事業実施報告書

- 1 事業実施主体の概要 省略
- 2 事業の目的 省略
- 3 事業の内容及び事業費等

交付決定時から変更がある場合は変更
部分を二弾書きとし、交付決定時を括
弧書きで上段に記入すること

予定工期を工期に変更。
契約日から納品日を工期とします。

受益面積		事業の内容	構造 規格 能力等	事業費 (円)	負担区分			備考
作物名	作付面積(ha)				県補助金 (円)	市町費 (円)	その他 (円)	
水稻 ニンニク	200 10	トラクター	28ps 1台	(2,500,000)	(458,000)	(458,000)	(1,834,000)	工期 (令和8年6月～令和9年2月) 令和8年6月20日～令和8年12月20日 設置場所 ○○市○○町○○番地 借入予定 なし 仕入れに係る消費税相当額 該当なし
水稻 ニンニク	200 10			消費税 (250,000) 220,000				
合 計				(2,750,000) 2,420,000	(458,000) 403,000	(458,000) 403,000	(1,834,000) 1,944,000	

Ⅶ 問合せ先一覧

<各市町農業担当課>

高松市 農林水産課	丸亀市 農林水産課	坂出市 農林水産課	善通寺市 農林課	観音寺市 農林水産課
087-839-2422	0877-24-8845	0877-44-5012	0877-63-6316	0875-23-3931
さぬき市 農林水産課	東かがわ市 農林水産課	三豊市 農林水産課	土庄町 農林水産課	小豆島町 農林水産課
087-894-1116	0879-26-1303	0875-73-3040	0879-62-7007	0879-82-7026
三木町 農林課	直島町 建設経済課	宇多津町 地域整備課	綾川町 経済課	琴平町 農政課
087-891-3308	087-892-2224	0877-49-8012	087-876-5282	0877-75-6709
多度津町 産業課	まんのう町 農林課			
0877-33-1113	0877-73-0105			

<農業改良普及センター：香川県出先機関>

- ・東讃農業改良普及センター・・・0879-42-0190
- ・小豆農業改良普及センター・・・0879-75-0145
- ・中讃農業改良普及センター・・・0877-62-1022
- ・西讃農業改良普及センター・・・0875-62-3075

<香川県>

- ・農業経営課農地マネジメント推進室農地マネジメントグループ・・・087-832-3408

お問い合わせの受付時間 平日 8時30分～17時